

第3章 障害者計画

1 障害者・障害児を取り巻く現状と課題

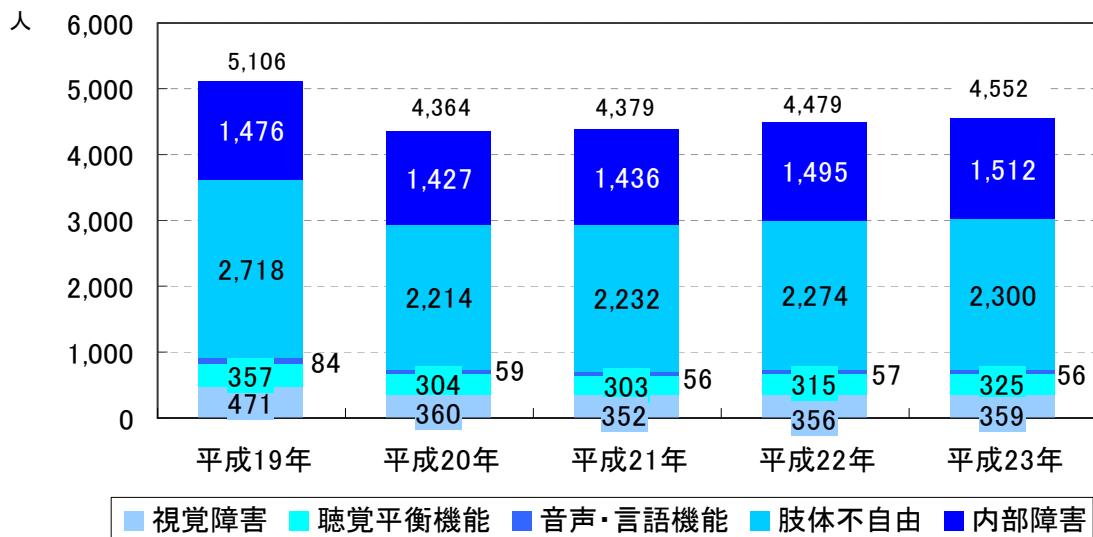
1 障害者・障害児の人数

本区の障害者、障害児の数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者が 4,552 人、愛の手帳所持者（知的障害者）が 761 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 677 人となって います。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の 83.7%を占め、愛の手帳では、3 度（中度）と 4 度（軽度）で全体の 68.2%を占めています。

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、4,552 人です。3 年前の平成 20 年と比較すると 4.3% の増加となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の 83.7% を占めています。身体障害者手帳所持者のうち、1 級・2 級（重度）の手帳所持者の割合は、全体の 47.5% で約半数を占めています。身体障害者を年齢でとらえると、65 歳以上の高齢者が約 3 分の 2 を占めており（63.9%）、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。

■身体障害者手帳所持者数の推移



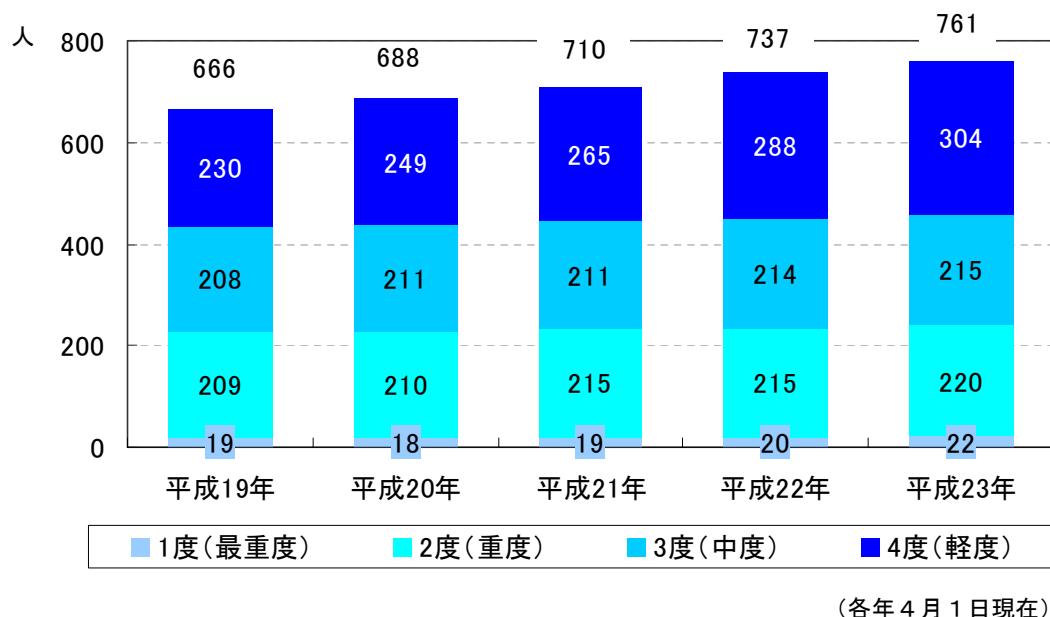
（各年 4 月 1 日現在）

*身体障害者手帳所持者数は、平成 20 年から新電算システム稼動に伴い、住民基本台帳のデータにより算出しました。これまでの手帳所持者数は、手作業により集計していたため、重複障害者の二重計上や転出・死亡等の届出のない者の未削除等があり、実数を上回っていました。

② 愛の手帳所持者数

愛の手帳所持者は、平成23年4月1日現在、761人です。4年前の平成19年と比較すると14.3%の増加となっています。数、割合とも4度（軽度）の増加が顕著です（74人、32.2%増）。3度（中度）と4度（軽度）で全体の68.2%を占めています。

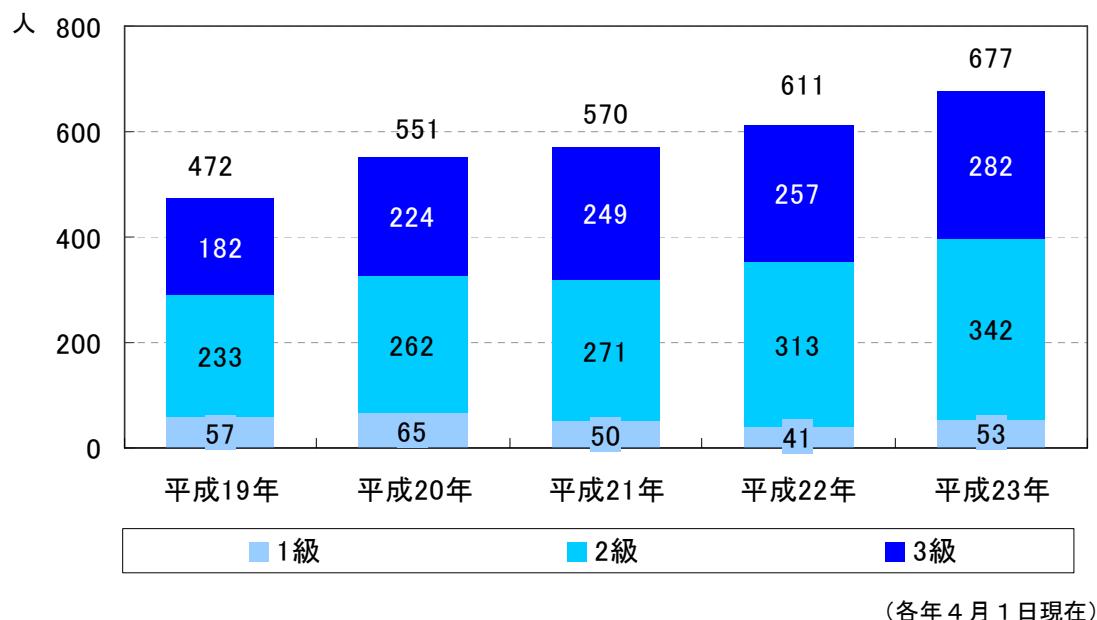
■愛の手帳所持者数の推移



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成23年4月1日現在、677人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者を平成19年と比較すると、43.4%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療(精神通院)の利用者は、平成23年4月1日現在1,712人で、平成19年の利用者(1,224人)と比較すると39.9%の増加となっています。

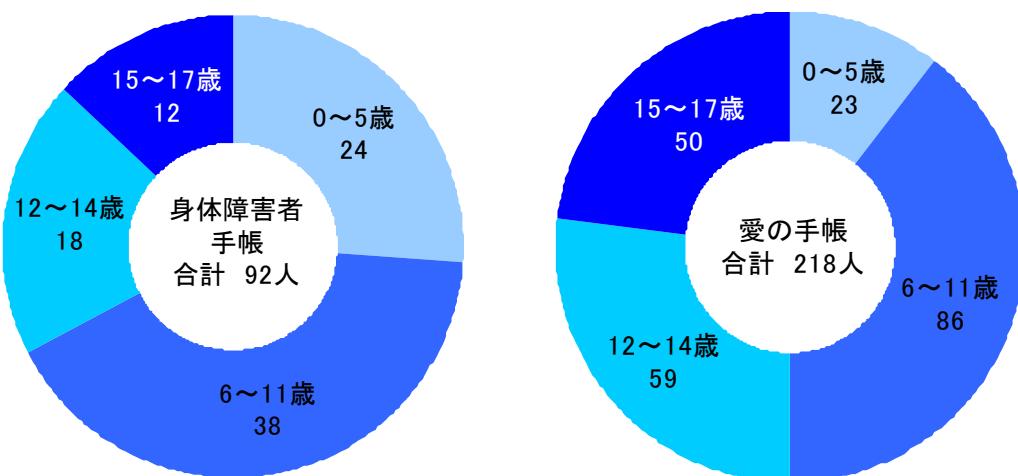
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



④ 障害児の年齢別手帳所持者数

障害児の年齢別手帳所持者は、平成23年4月1日現在、下表のとおりとなっています。

■障害児の年齢別手帳所持者数（平成23年4月1日現在）



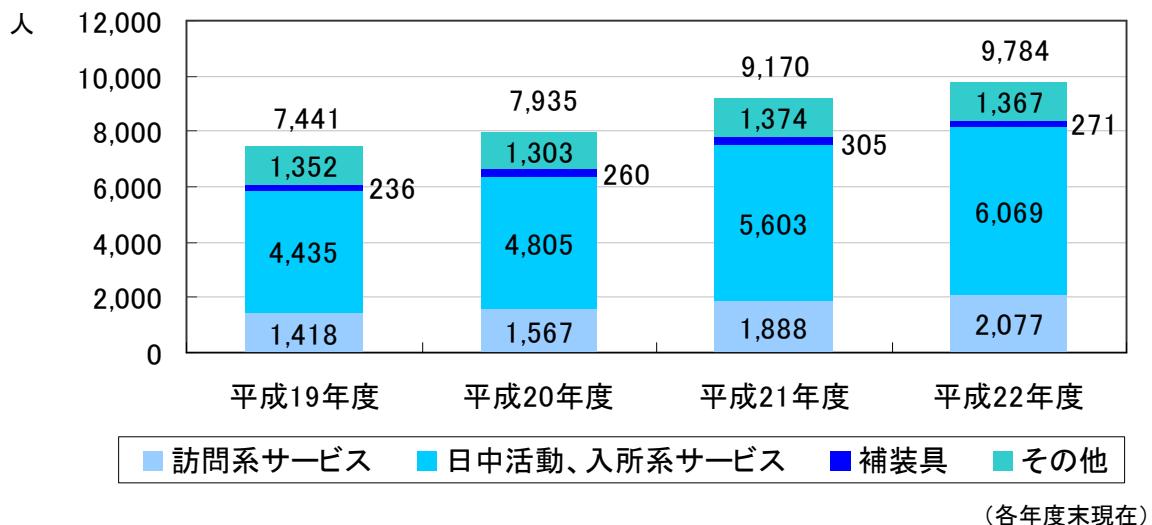
2 地域生活の現状と課題

① 自立に向けた地域生活への支援

○ 障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数

障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数は、事業開始当初より漸増し、平成19年度から平成22年度の4年間で31.5%増加しており、平成23年度はさらに増加する見込みです。

■障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数（延人数）の推移



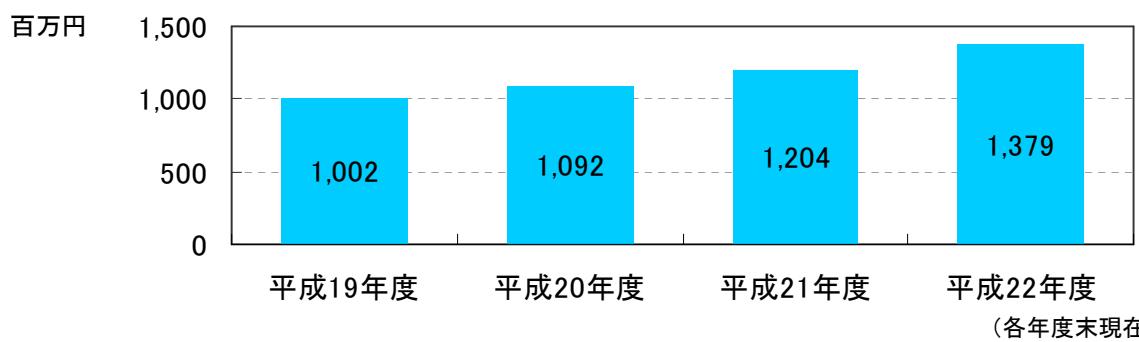
(各年度末現在)

- 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護等
- 日中活動、入所系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、ケアホーム、グループホーム、施設入所支援等
- その他：サービス利用計画、高額障害福祉サービス、特定障害者特別給付費等

○ 障害者自立支援法に基づく給付額

障害者自立支援法に基づくサービスの給付額についても、事業開始当初より漸増し、平成19年度から平成22年度の4年間で37.6%増加しており、平成22年度は13億円を超えていました。

■障害者自立支援法に基づくサービス給付額の推移



(各年度末現在)

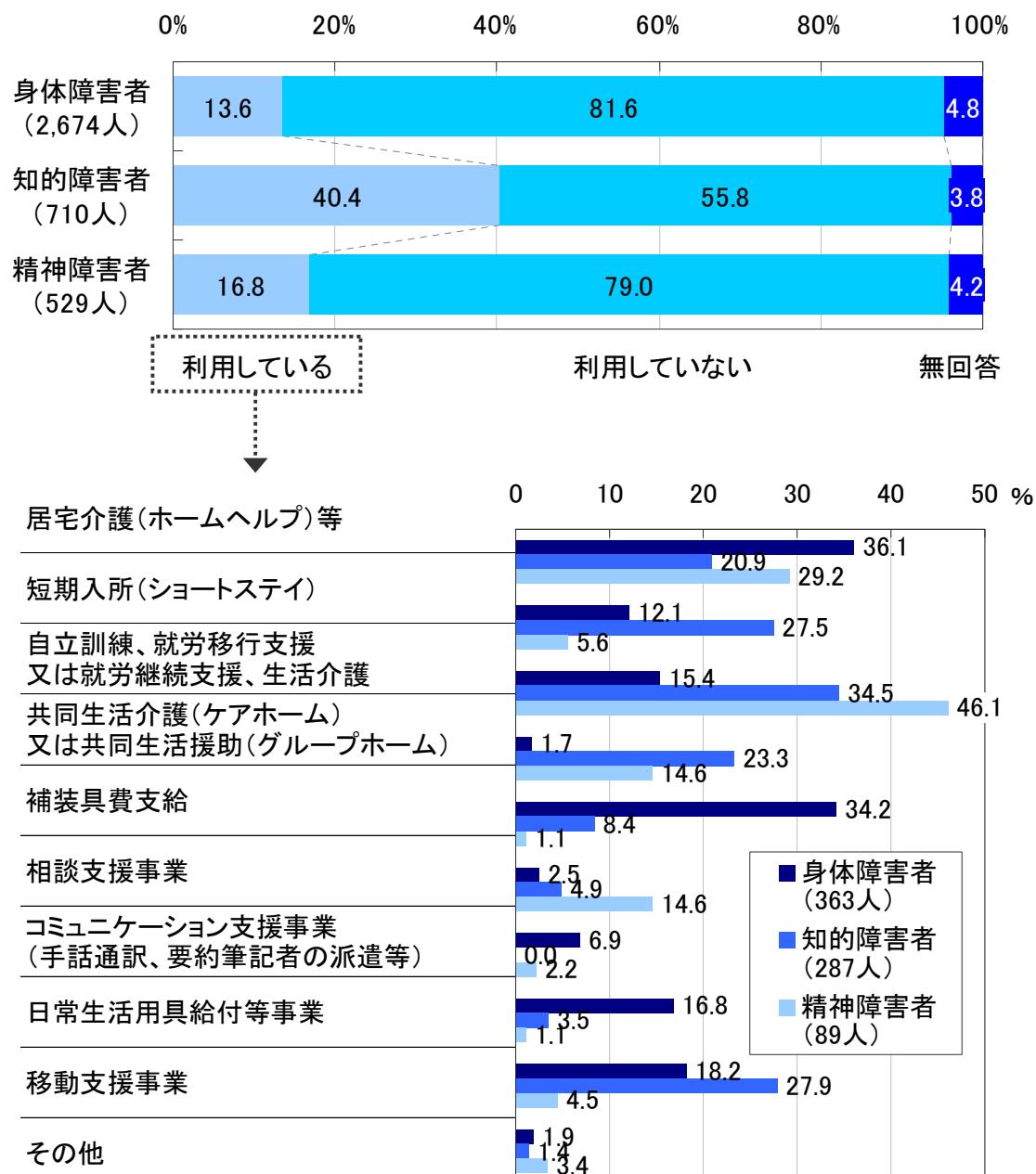
- *障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費、地域生活支援事業費の決算額の合計です。

○ 都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

東京都の調査によると、過去一年間で障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用した割合は、知的障害者が 40.4%、身体障害者と精神障害者はそれぞれ 13.6%、16.8% であり、知的障害者のサービス利用の傾向が高くなっています。

また、利用内容で最も割合が高かったのは、身体障害者では居宅介護、知的障害者と精神障害者は、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護となっています。

■障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用状況

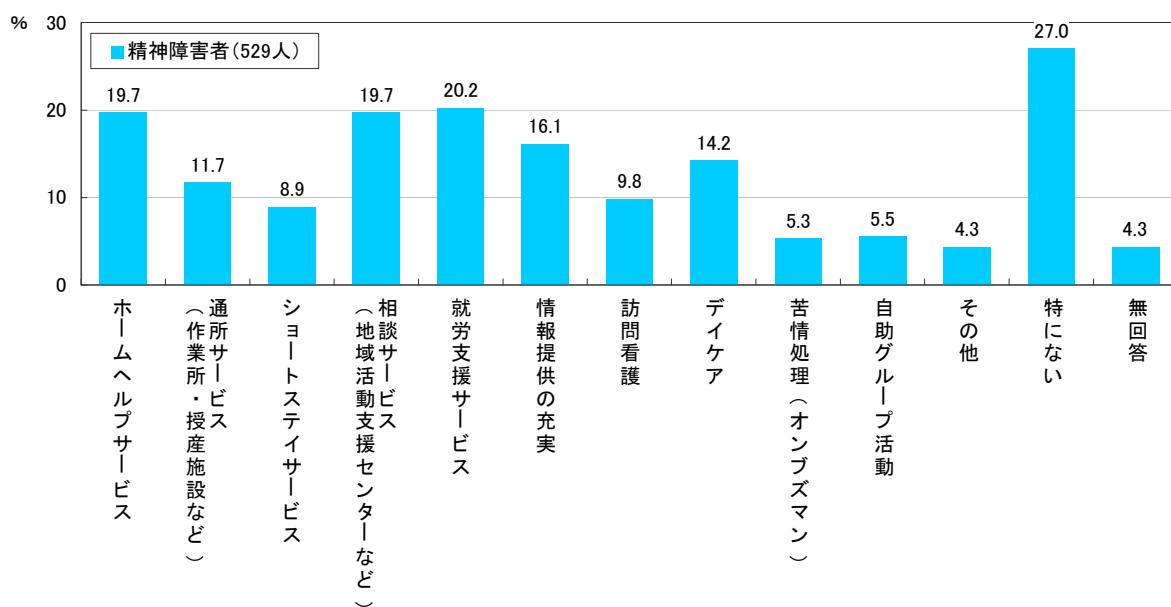
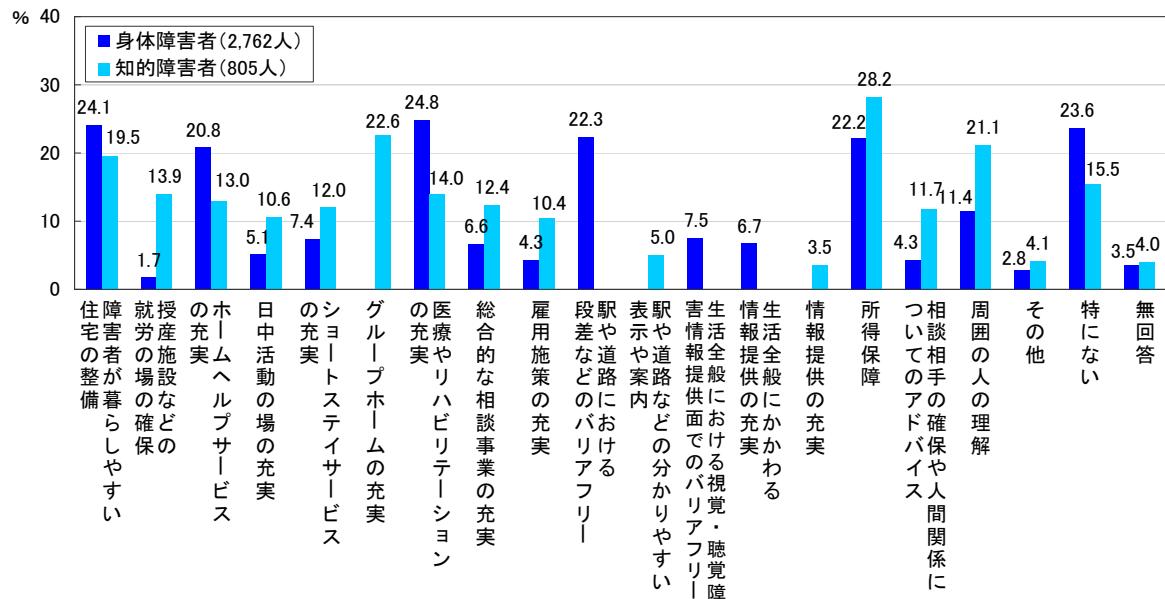


(注)「居宅介護等」には、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む。

資料：平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

生活に必要な福祉サービス等についての意向は、東京都の調査によると、身体障害者では医療やリハビリテーションの充実が高く、知的障害者では所得保障の割合が高いことに加え、グループホームの充実の割合の増加が5年前の調査より2.2ポイント増加しています。精神障害者では就労支援サービスの割合が最も高くなっています。

■生活に必要な福祉サービス等



資料：平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査*における日常生活支援サービスの主な意向と課題

【意向】

- ・ホームヘルパーへの満足度は高い。買い物や夜間の病気への対応、重度の知的障害者への支援、精神障害者への支援の充実を求める意見があった。
また、費用の負担軽減への要望もみられる。
- ・介助者の高齢化や親なき後の自立のためにも居宅介護の要望がある。
- ・移動と居宅介護のパッケージによる提供も望んでいる。
- ・短期保護については、施設の充実への期待が強い。
また、制度利用要件の拡大や、より柔軟な運用への希望も出された。
- ・ショートステイは即時に入所できることが望まれている。
- ・本人の生活能力の向上につながるような支援のあり方への要望も見られる。

【課題】

- 障害者が自立した社会生活を送ることが可能となる、個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量の確保
- 3障害共通して、短期保護・ショートステイの拡充
- 精神障害に係る支援の拡充

*文京区の行ったヒアリング調査について

文京区障害者計画改定の基礎資料とするため、区内の障害者施設の利用者やその保護者、障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。

【調査期間】

実施時期 平成23年5月19日(木)～平成23年6月7日(火)

【ヒアリング方法】

通所施設は、各施設を訪問し、各団体等はシビックセンター内会議室でヒアリングを行った。

【調査対象等】

調査対象 施設・団体:29団体

人数実績 当事者:延192人

保護者:延170人

この調査結果をもとに、当事者の意向や課題を把握し、計画改定に生かしています。

○ 生活の場の確保について

身体障害者、知的障害者、精神障害者共通して、ケアホーム・グループホーム整備の要望が高くなっています。その中でも身体障害者、知的障害者の保護者からは、入所施設を含めて整備への強い要望があります。

平成23年4月1日現在の施設等入所者数は、下表のとおりとなっています。

■施設等入所者数（平成23年4月1日現在）

		都内	都外	合計
身体障害者	施設入所支援	7	9	16
	旧法入所療護施設	0	3	3
	計	7	12	19
知的障害者	施設入所支援	35	42	77
	ケアホーム	17	14	31
	グループホーム	9	4	13
	旧法入所更生施設	2	6	8
	旧法入所授産施設	0	6	6
	計	63	72	135
精神障害者	グループホーム	17	2	19
	宿泊型自立訓練	1	0	1
	計	18	2	20
合計		88	86	174

*旧体系施設（障害者自立支援法による体系以前の施設）については、平成24年3月31日ですべて新体系（施設入所支援、グループホーム、ケアホーム）に移行する予定です。

ヒアリング調査における生活の場についての主な意向と課題

【意向】

- ・身体障害者、知的障害者等ケアホーム・グループホームへの要望が高く、親なき後の住家として施設整備を強く望んでいる。
- ・医療的ケアのできるホームへの要望もみられる。
- ・地域で一人暮らしをしたいという障害者の希望は多いが、地域で住居を探す際に、文京区は家賃が高いことと、適当な物件がないとの意見が述べられた。

【課題】

- グループホーム・ケアホームや入所施設の整備による、安心した地域生活が可能となる生活基盤施設の充実

○ 情報提供について

ITの利活用が、多くの人にとて生活の質の向上に役立つようになり、情報収集やコミュニケーションに不可欠なものとなってきています。その中で、視覚や聴覚など障害特性に応じた情報提供について、手話通訳や「文字を読む」等の従来から求められているサービスの充実のほか、様々に開発されるITの利用など多様な意見が出されています。

ヒアリング調査における情報提供についての主な意向と課題

【意向】

- ・3障害を通じて必要な情報が十分にいき渡っていないとの意見が出された。区報、ホームページ、「障害者福祉のびき」を知らないケースもある。
- ・特に視覚障害者や聴覚障害者については、情報提供における人的なサポートなどを充実していくことが要望されている。
- ・精神障害者の場合、施設に関わっていない在宅の障害者については、情報が限られており、病院など様々な機関を通じた福祉サービス情報の提供などを検討していくべきとの意見が出された。
- ・区内で障害者手帳が利用できる施設や機関等の総合的な情報提供も望まれている。
- ・重複障害者に対するサービス情報提供の充実が要望された。

【課題】

- 情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な手段による情報提供

② 相談支援と権利擁護の充実

<相談支援の充実>

○ 地域自立支援協議会の充実

障害者の地域における自立した生活を支援していくため、地域自立支援協議会が設けられ、その下に相談支援、就労支援、権利擁護の3つの専門部会を設置し、支援の仕組み等地域の課題を検討しています。

平成24年度からは、地域自立支援協議会は障害者自立支援法に位置付けられ、障害者の地域生活を支えていく支援のエンジンとなっていきます。

○ 相談支援事業に対する当事者からの意見

高齢者福祉分野におけるケアマネジャーのようなキーパーソンとなりうる支援者が障害福祉分野では規定されておらず、かかわるスタッフが多様でそれぞれ専門性を発揮しながら、ネットワークで連携して支援するという特徴があります。

また、障害の種類によっても、意見や要望の種類は異なっています。

ヒアリング調査における相談支援事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・どこに相談したらいいか分からなかったり、情報が入手しにくかったりした。
- また、誰に相談すべきか迷ったりする。
- ・ワンストップ化について考える必要がある。
- ・知的障害者の相談は本人をよく知る人の継続した相談を望む声が強い。
- ・精神障害者には夜間相談の要望や保健師への期待も大きい。
- ・高齢者の制度のような地域包括支援センターやケアマネジャーがあるとよい。

【課題】

- 分かりやすい相談窓口とその充実
- 相談機関の緊急時対応やアウトリーチ（潜在的なニーズに手を差し伸べ、利用実現を図る取組）等の機能強化

<権利擁護の充実>

○ 権利擁護事業の普及啓発

社会福祉協議会において、権利擁護事業を行っています。福祉サービスの利用に関する苦情の受付やサービスの利用援助などを行うほか、成年後見制度の普及啓発、利用促進を進めています。

第3章 障害者計画

また、平成22年度から社会福祉協議会として法人後見を行うなど、権利擁護の充実を図っています。

○ 障害者虐待防止法について

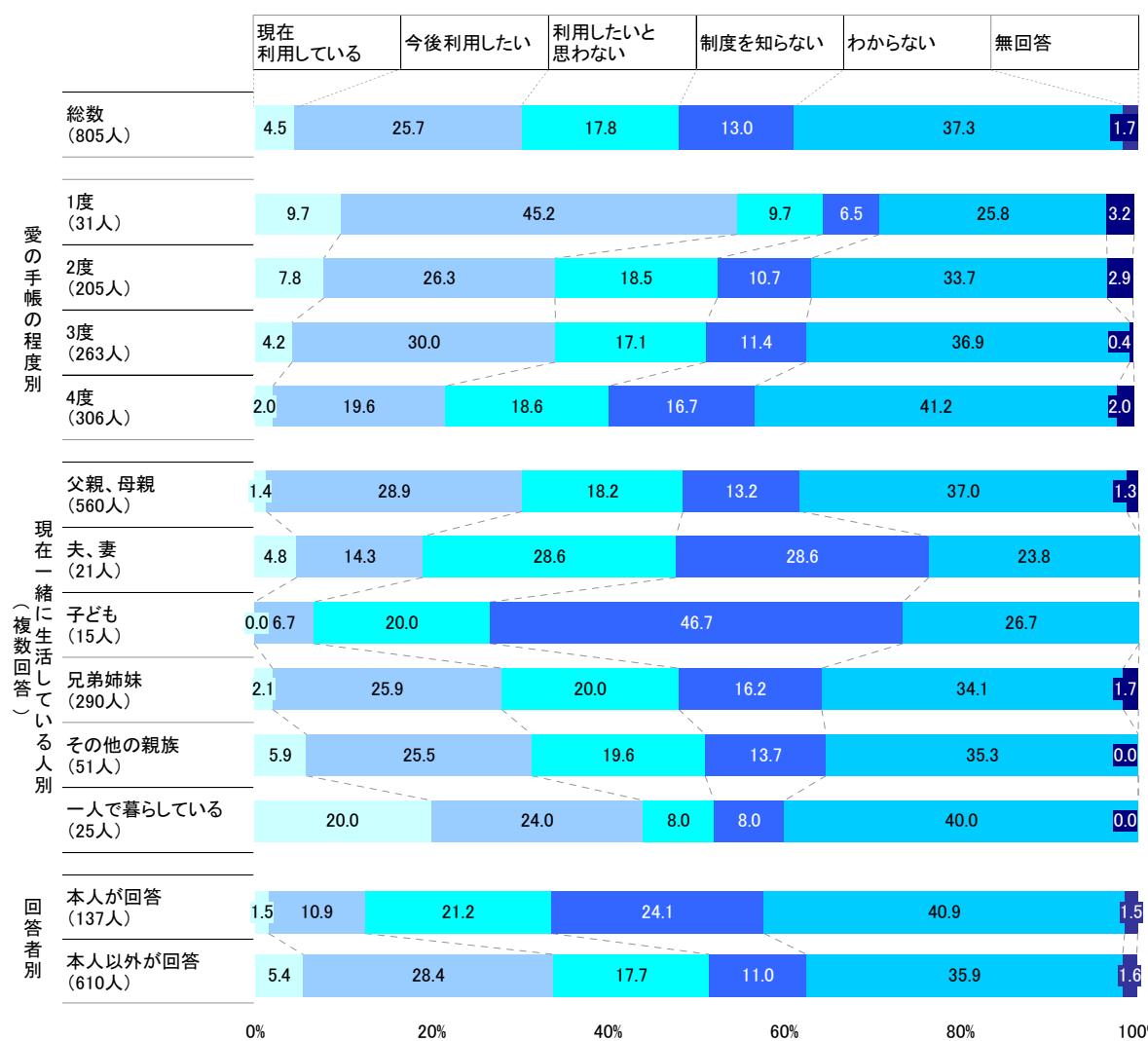
平成24年10月の障害者虐待防止法の施行を視野に、虐待防止のための体制整備を行うとともに、障害者虐待防止センターの設置や、虐待防止のネットワークを構築していきます。あわせて、区民に対する周知や障害者施設の支援員への研修等により、啓発活動にも取り組んでいきます。

また、本人への虐待防止の啓発に加えて、養護者への周知啓発や支援についても、施策を進めていく必要があります。

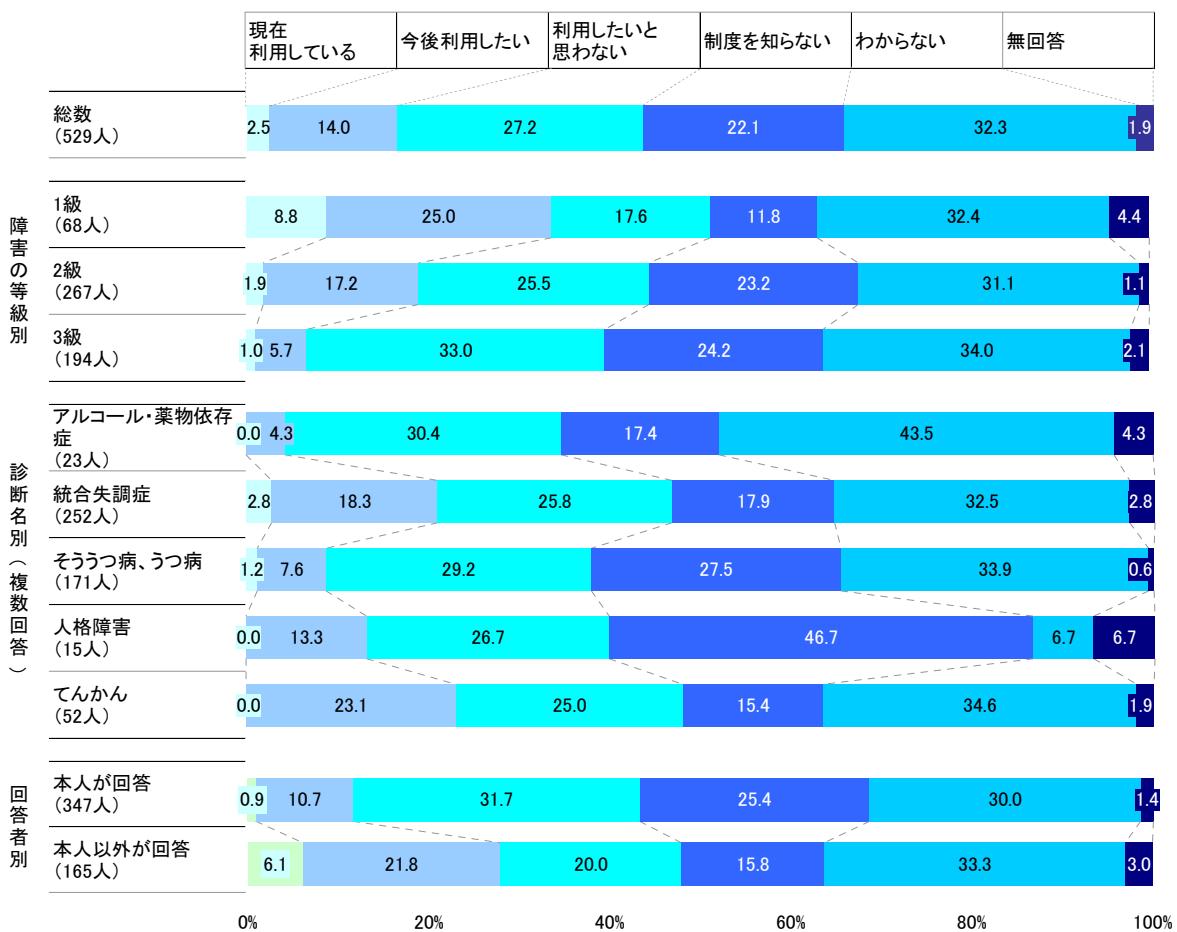
○ 都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が知的障害者、精神障害者それぞれ37.3%、32.3%と割合が高くなっています。知的障害者では、本人が回答した利用意向よりも、本人以外の回答の方の利用意向が高い割合で出ています。

■成年後見制度の利用意向（知的障害者）



■成年後見制度の利用意向（精神障害者）



資料：平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査における権利擁護事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・成年後見制度についての周知や学習機会の提供が必要との意見がある。
- ・親なき後の第3者による成年後見も必要との意見が出された。
- ・成年後見制度で対応できない場合の支援の充実の要望があった。

【課題】

- 成年後見制度等の周知、普及啓発、将来の安心に備えた地域生活の支援

③ 障害者が当たり前に働く就労支援

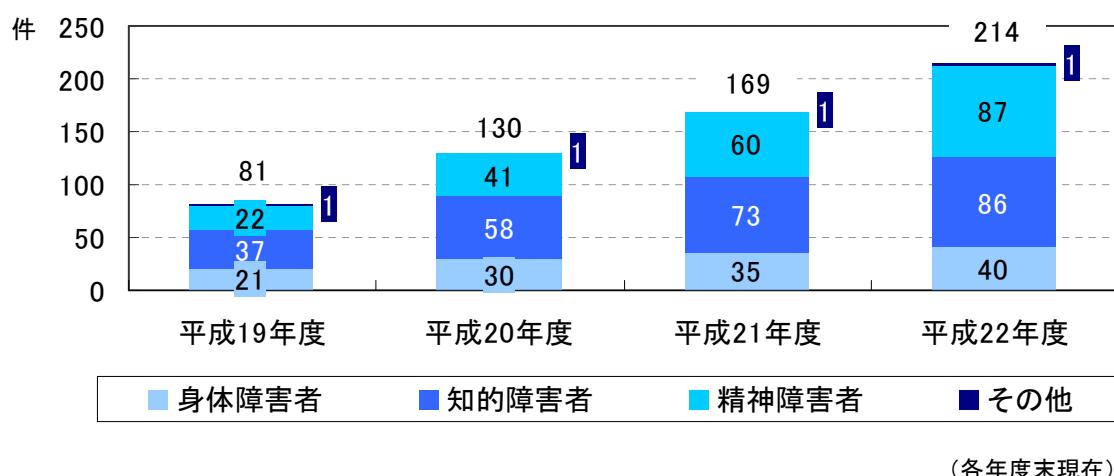
○ 障害者就労支援センターの活動

平成19年に設置した障害者就労支援センターは、関係機関と連携を図り、一般就労の場の開拓をはじめ、総合的な就労支援を推進しています。就労支援センターへの登録者及び新規就労者ともに年々増えており、平成23年3月31日現在の登録者は214人になります。特に、最近では精神障害者の新規の登録や就労が増加しています。

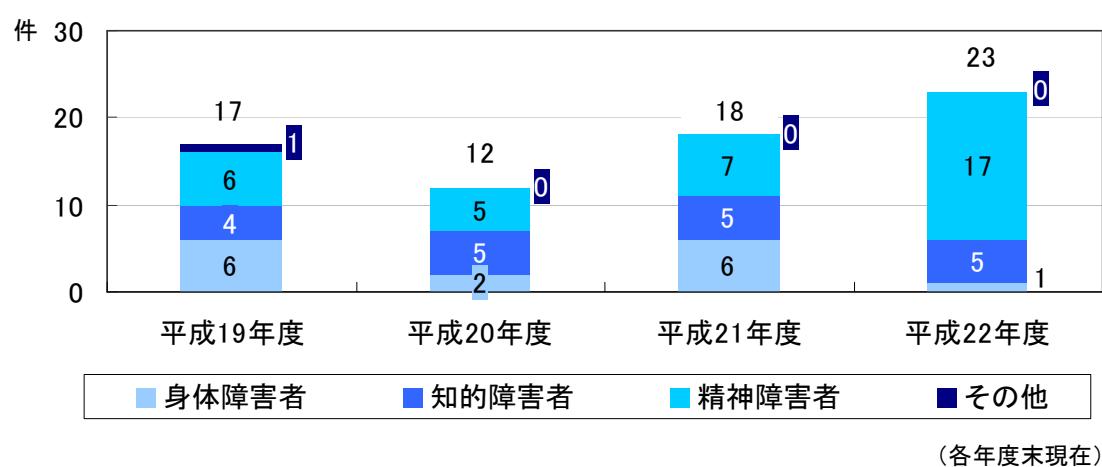
○ 地域自立支援協議会就労支援専門部会等の動き

就労支援機関の連携については、従来から開催している就労支援連絡協議会に加え、平成21年度から地域自立支援協議会に就労支援専門部会を設置しています。この専門部会は、平成21年度は2回、平成22年度は4回開催し、現状の分析・課題に対する改善策の検討等取組を進めています。

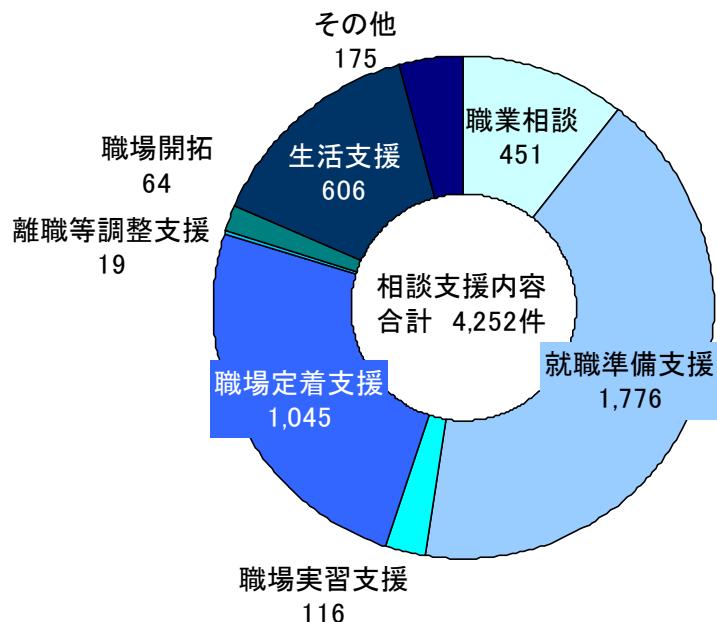
■就労支援センター登録者数



■新規就労者数



■相談支援内容（平成22年度実績）

**ヒアリング調査における就労支援についての主な意向と課題****【意向】**

- ・就労の体験の場を増やしてほしい。シビックセンターの仕事を増やしてほしい。
- ・地域の方と直接関わる仕事の場（パン屋、八百屋、レストラン等）がもっとあってほしい。
- ・福祉作業所の工賃を上げてほしい。
- ・在宅でできる就労支援を充実してほしい。

【課題】

- 障害者就労支援センター機能の充実と総合的な支援の強化
- 就労体験の場や多様な雇用の場の創出
- 福祉的就労における作業内容の充実等

④ 子どもの育ちと家庭の安心への支援

○ 障害児の数等について

平成23年4月現在、障害児の身体障害者手帳や愛の手帳の所持者は、既述のとおり310人です。（P72を参照）

障害児への支援は、乳幼児から年齢に応じた保健・子育て・教育・福祉等にわたりメニューも徐々に拡充しています。

ヒアリング調査における障害児についての主な意向と課題

【意向】

- ・子どもの発達支援、早期の療育ができるように。
- ・総合的な支援やアドバイスをしてくれるコーディネーターがいるとよい。
- ・特別支援学級が近くにあるといい。地域とのかかわりも持ちやすい
- ・障害のある子どもに対する理解を深める取組をしてほしい。
- ・放課後居場所の対象者の拡大や活動できる場があるとよい。

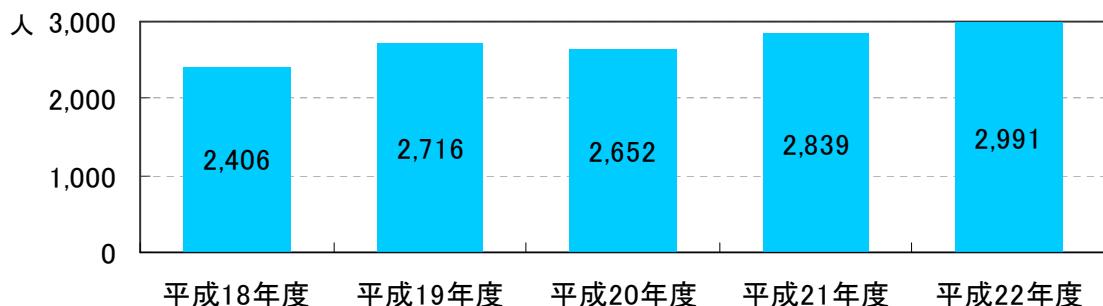
【課題】

- 障害の早期発見、早期療育及び成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援と関係機関のネットワーク整備
- 障害の「有る無し」にかかわらず、ともに成長していくことのできる地域社会の推進
- 子育てと仕事の両立を含む、障害のある子を持つ保護者への支援

○ 文京福祉センターの児童デイサービス事業「ひまわり園」

「ひまわり園」では、機能訓練や集団生活などへの適応能力の向上を図るための社会適応訓練などを行っています。就学前の幼児が対象で、週2回から4回の利用ができます。平成23年4月1日現在の登録者数は39人です。

■文京福祉センター児童デイサービス利用者数（延人数）の推移



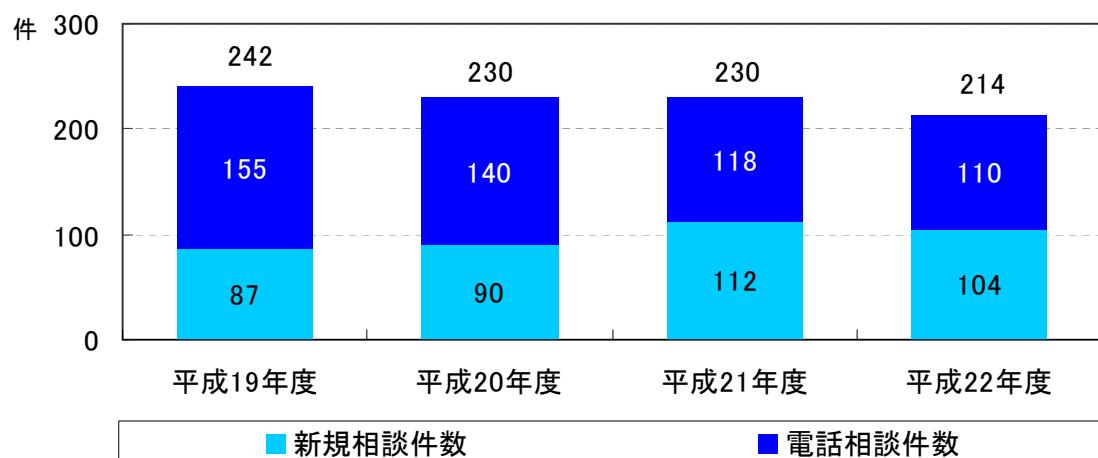
*平成18年10月からは、障害者自立支援法上の事業として実施しています。

*平成24年度より、児童福祉法上の事業になります。

○ 療育相談

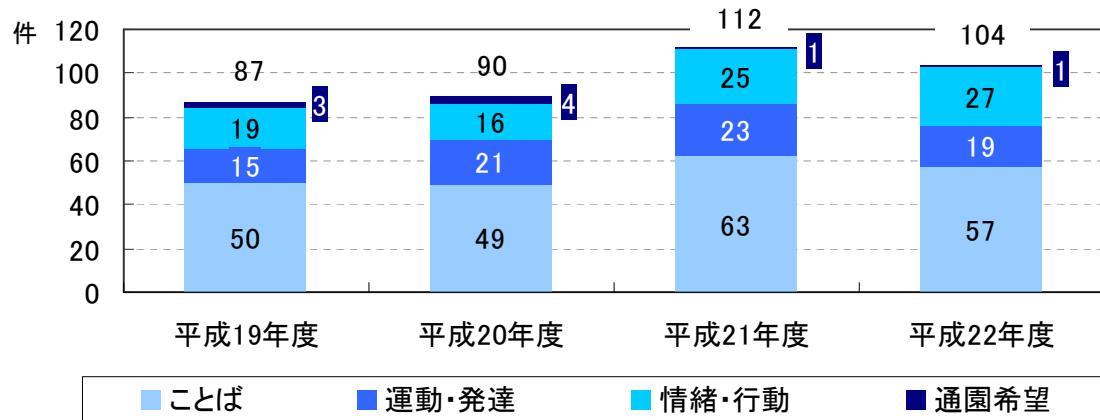
療育相談の件数は、平成22年度、電話相談が110件、新規相談が104件となっています。新規相談を主訴別で見ると、ことばの障害が過半数を占め、情緒・行動、運動・発達がこれに続いています。

■電話相談及び新規相談件数の推移

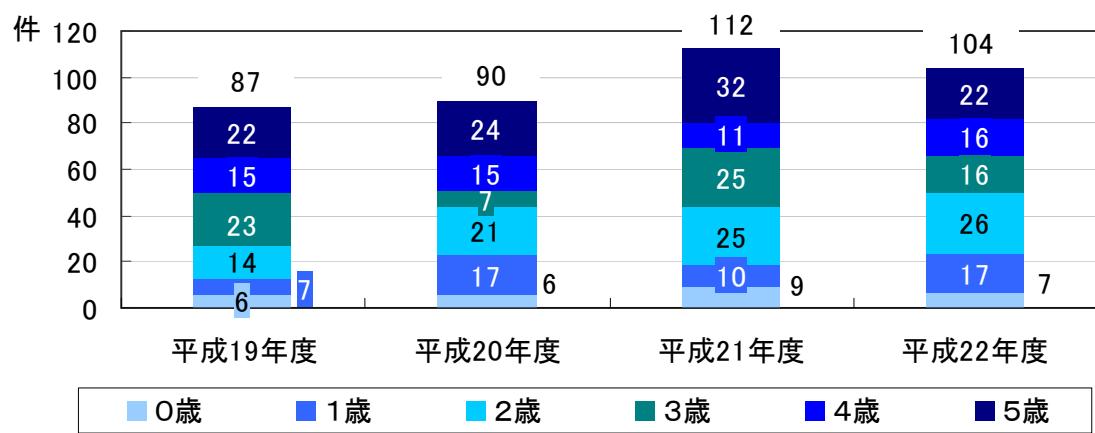


- 電話相談（随時受付）：電話等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他機関を紹介することもあります。
- 新規相談（面接による相談・予約受付）：発達全般についてお子さんや保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。

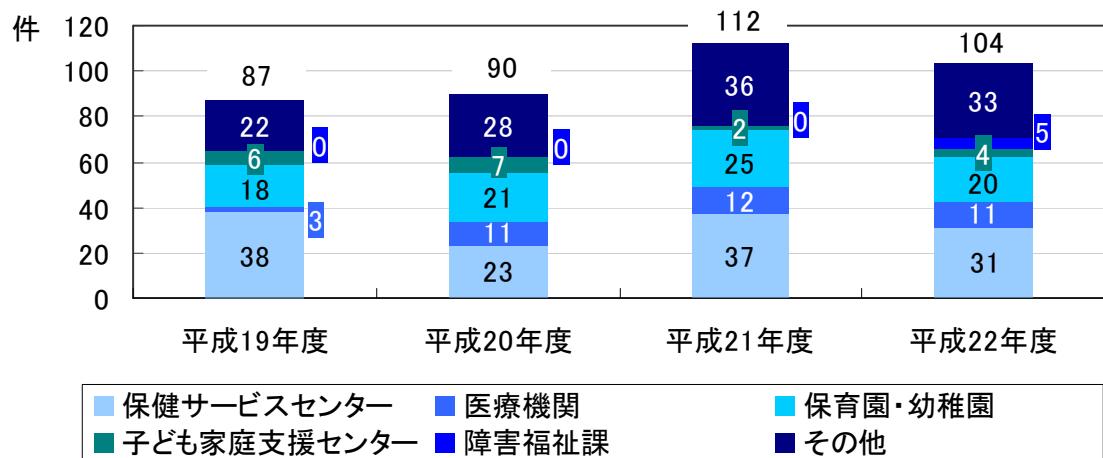
■面接による新規相談（主訴別）



■面接による新規相談（年齢別）



■面接による新規相談（紹介経由別）



⑤ ひとにやさしいまちづくりの推進

<福祉のまちづくりについて>

○ まちと心のバリアフリーについて

文京区では区内の公共的施設、道路、公園等を中心に、福祉環境整備要綱や東京都福祉のまちづくり条例に基づいてまちのバリアフリー化を推進しています。

また、心のバリアフリーとしては、偏見や誤解を受けることなく社会参加ができるよう、「ふれあいの集い」等による交流を図るとともに、施設行事などを通じて障害者と地域住民等が触れ合う機会を促進しています。

ヒアリング調査における福祉のまちづくりについての主な意向と課題

【意向】

- ・文京区は坂が多いので、歩道が広くないと事故に遇ってしまう。
- ・自転車が放置され道をふさいでいて、通りにくい。
- ・一般の人の障害に対する理解を推進してほしい。
- ・日常生活の中で普通に障害者とかかわっていけるまちづくりを。
- ・社会的に活動する機会がなく、引きこもり気味。障害者が地域で心豊かに過ごせるような取組の充実をお願いしたい。

【課題】

- 公共的施設を中心に、歩道、公園等の一層のバリアフリー化
- 偏見や誤解を受けることのない社会とするための心のバリアフリー
- 障害者が地域や職場でその人らしく当たり前に生活できる環境整備

○ 都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

「社会参加をする上で妨げになっていること」では、周りの人の障害者に対する理解不足をあげた方が、知的障害者では 18.5%、精神障害者では 22.9%と他の項目に比べて高い割合になっています。

■社会参加をする上で妨げになっていること（知的障害者）

		総数	表示道路がや分離駅かなどない	不使電便つ車てやのバ移ス動ながどを	介助者がいない	情報がない	理障周解害り不者の人足に人対のする	拒施障否設害されの理る利由用にを	い適切な指導者が	仲一間緒がにい行なく	その他	特にない	無回答
総数		100.0 (805)	10.7	14.2	13.9	5.1	18.5	1.4	6.8	18.3	12.5	38.9	3.6
愛の手帳の程度別	1度	100.0 (31)	6.5	22.6	25.8	0.0	9.7	3.2	3.2	16.1	38.7	16.1	3.2
	2度	100.0 (205)	15.1	22.4	23.4	2.4	23.9	3.4	11.2	12.2	18.5	25.9	5.4
	3度	100.0 (263)	11.4	13.3	14.8	6.8	20.5	0.0	6.1	22.4	10.3	37.3	3.0
	4度	100.0 (306)	7.5	8.5	5.6	5.9	14.1	1.0	4.9	19.0	7.8	51.3	2.9
過ごした日の中主に別	自分の家	100.0 (154)	5.2	10.4	7.8	7.1	18.2	2.6	9.7	18.8	14.9	42.2	3.9
	職場	100.0 (210)	6.2	5.2	3.3	4.3	13.3	-	3.3	16.2	7.6	56.7	2.4
	通所施設（作業所・デイケア等を含む）	100.0 (340)	14.4	19.7	22.1	5.0	24.1	1.5	8.8	20.9	10.6	29.7	2.6
	入所施設	100.0 (83)	16.9	20.5	16.9	2.4	10.8	1.2	3.6	8.4	28.9	26.5	9.6
平成15年度調査		100.0 (647)	11.4	17.9	22.1	9.1	23.5	2.2	12.7	24.4	12.5	-	26.9

■社会参加をする上で妨げになっていること（精神障害者）

		総数	経済的な理由	介助者がいない	情報がない	理障周解害り不者の人足に人対のする	拒施障否設害されの理る利由用にを	い適切な相談相手が	仲一間緒がにい行なく	その他	特にない	無回答
総数		100.0 (529)	24.6	4.0	11.0	22.9	2.6	10.0	15.7	16.1	33.6	2.8
年齢階級別	29歳以下	100.0 (34)	20.6	0.0	17.6	38.2	5.9	8.8	26.5	8.8	26.5	0.0
	30～39歳	100.0 (118)	30.5	5.1	16.1	29.7	1.7	8.5	22.9	16.9	24.6	3.4
	40～49歳	100.0 (130)	28.5	3.8	9.2	24.6	3.8	13.1	17.7	18.5	28.5	3.1
	50～59歳	100.0 (111)	27.9	0.9	8.1	22.5	1.8	10.8	10.8	18.0	36.0	0.9
	60～69歳	100.0 (95)	16.8	5.3	12.6	10.5	2.1	11.6	8.4	11.6	42.1	6.3
	70歳以上	100.0 (41)	7.3	7.3	0.0	14.6	2.4	0.0	9.8	17.1	56.1	0.0
	65歳以上（再掲）	100.0 (87)	13.8	8.0	5.7	12.6	1.1	8.0	9.2	11.5	49.4	4.6
診断名別（複数回答）	アルコール・薬物依存症	100.0 (23)	8.7	0.0	8.7	17.4	4.3	4.3	8.7	8.7	52.2	4.3
	統合失調症	100.0 (252)	23.4	4.4	12.7	23.8	2.0	9.5	17.5	14.7	32.5	2.0
	うつ病	100.0 (171)	29.8	3.5	12.3	23.4	1.8	14.6	18.7	18.1	29.8	2.9
	人格障害	100.0 (15)	26.7	0.0	13.3	26.7	6.7	13.3	13.3	26.7	40.0	0.0
	てんかん	100.0 (52)	21.2	1.9	5.8	38.5	3.8	3.8	7.7	19.2	26.9	7.7
その他		100.0 (65)	28.2	7.1	12.9	15.3	3.5	11.8	15.3	18.8	31.8	3.5
平成15年度調査		100.0 (529)	29.5	9.1	14.2	25.7	2.1	18.3	15.5	11.5	29.9	5.5

資料：平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

<災害時の対応について>

○ 災害時の不安

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者やその家族は、一層の危機感を抱いています。このため、地域コミュニティの形成や近隣の支え合い等の重要性が改めて認識されています。

ヒアリング調査における災害対策についての主な意向と課題

【意向】

- ・障害者施設等を中心とした福祉避難場所の検討をしてほしい。
- ・災害時要援護者名簿の登録内容、仕組み等を充実してほしい。
- ・避難所をバリアフリー化し、避難所の設備を整え、ヘルパー派遣等の福祉サービスが受けられるようにしてほしい。
- ・区のホームページから防災マップにアクセスするのが困難。
- ・人工透析等の医療器具や薬の確保が心配である。
- ・病気等による緊急時の対応については、3年前のインタビュー調査でも緊急時支援の強化、情報提供の必要性等の意見があり支援が求められている。

【課題】

- 障害者を地域社会で支え合う関係作りや障害者を包摂したコミュニティ形成と避難誘導する上で必要となる個人情報の把握と関係者での共有
- 震災後の自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援
- 災害時に障害者を支援する、医療スタッフ、ヘルパー等の人的支援や福祉用具等の対応
- 心身の不調等による緊急時の支援体制

2 障害者・障害児に関する重点課題

自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保され、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備する必要があります。

このためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設、ショートステイ等の施設整備を進めるとともに、障害者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの拡充を図っていきます。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報提供内容の充実と障害特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリーを推進します。

相談支援と権利擁護の充実

障害者が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。わかりやすい相談窓口、総合的な相談支援、並びにアウトリーク等の相談機能の強化を進めます。

また、地域自立支援協議会における、相談支援体制やネットワークの検討を踏まえ、相談支援体制等の不断の改善に取り組んでいきます。

あわせて、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制の構築等、さらに、障害者の人格が尊重され、自ら主体的に選択・自己決定ができるよう自立支援を推進します。

障害者が当たり前に働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と能力に応じて働ける多様な雇用の場が必要です。雇用情勢の厳しい時期でも、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、総合的な就労支援を推進していきます。

また、就労できる場の開拓や新たな仕組みの構築等によって、障害者の雇用の機会を拡大し、障害者が当たり前に働ける社会の実現を目指します。

さらに、福祉施設における就労についても工賃への配慮を含め、作業内容の充実を図り、障害特性や個性に配慮した就労支援を推進していきます。

子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していく上で、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援が重要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育の専門的な対応を含む支援の充実を図るとともに、連携を強化し、障害のある子どもが、自分らしい生活を送れるよう支援していきます。

また、子育てに不安を感じる親の悩みに対し、専門家の活用等、一層の支援の充実を図り、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもをもつ保護者への支援を図ります。

なお、教育センターの建て替えに併せ、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の連携強化を図り、障害のある子どもへの一層の支援に取り組んでいきます。

ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ハードとソフトが一体となったひとにやさしいまちづくりが必要です。ハード面では、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れた整備を推進します。ソフト面では、偏見や誤解を受けることのない社会とするために、障害のある人、ない人の出会いと交流の促進を図る等、心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が、その特性に合わせた移動やコミュニケーションにより、地域社会等に参加することができるよう支援を充実します。

災害対策と緊急事態に対する支援

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者と家族は、危機意識を強めています。その中で、実効性のある支援をしていくためには、身近なコミュニティの役割が重要であり、互いに支え合う地域社会の形成が必要です。災害時には、障害者を的確に支援するため、災害時要援護者情報の充実や人的支援のネットワークを構築するとともに、震災後の避難については、福祉避難所を整備するほか、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援の充実を図ります。

また、一方で、日常における障害特性に基づく心身の不調等による緊急事態に対する支援体制についても充実していきます。

*ユニバーサルデザイン あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことといいます。

3 計画の目標

障害者福祉は、障害者基本法の改正をはじめ、現在、国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに障害者権利条約の批准も視野に入れた、大きな転換期にあり、このような制度の変更に伴い、地域福祉や障害福祉サービスについても的確な対応が求められています。

障害のある人の個性やニーズにあった支援に努め、ライフステージが変わっても、連続した谷間のない支援を展開する必要があります。障害者がサービスを自らの選択により利用し、その人らしい生活を送ることが大切であり、そのための支援が重要となります。

ノーマライゼーション*や合理的配慮*の考え方を浸透させるとともに、すべての人が障害や障害者に対する理解を深め、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、互いに支え合い喜びを分かち合えるインクルーシブ*な地域社会を実現していくため、重点課題を中心に必要な施策を展開していきます。

***ノーマライゼーション** 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方をいいます。

***合理的配慮** 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮をいいます。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当します。

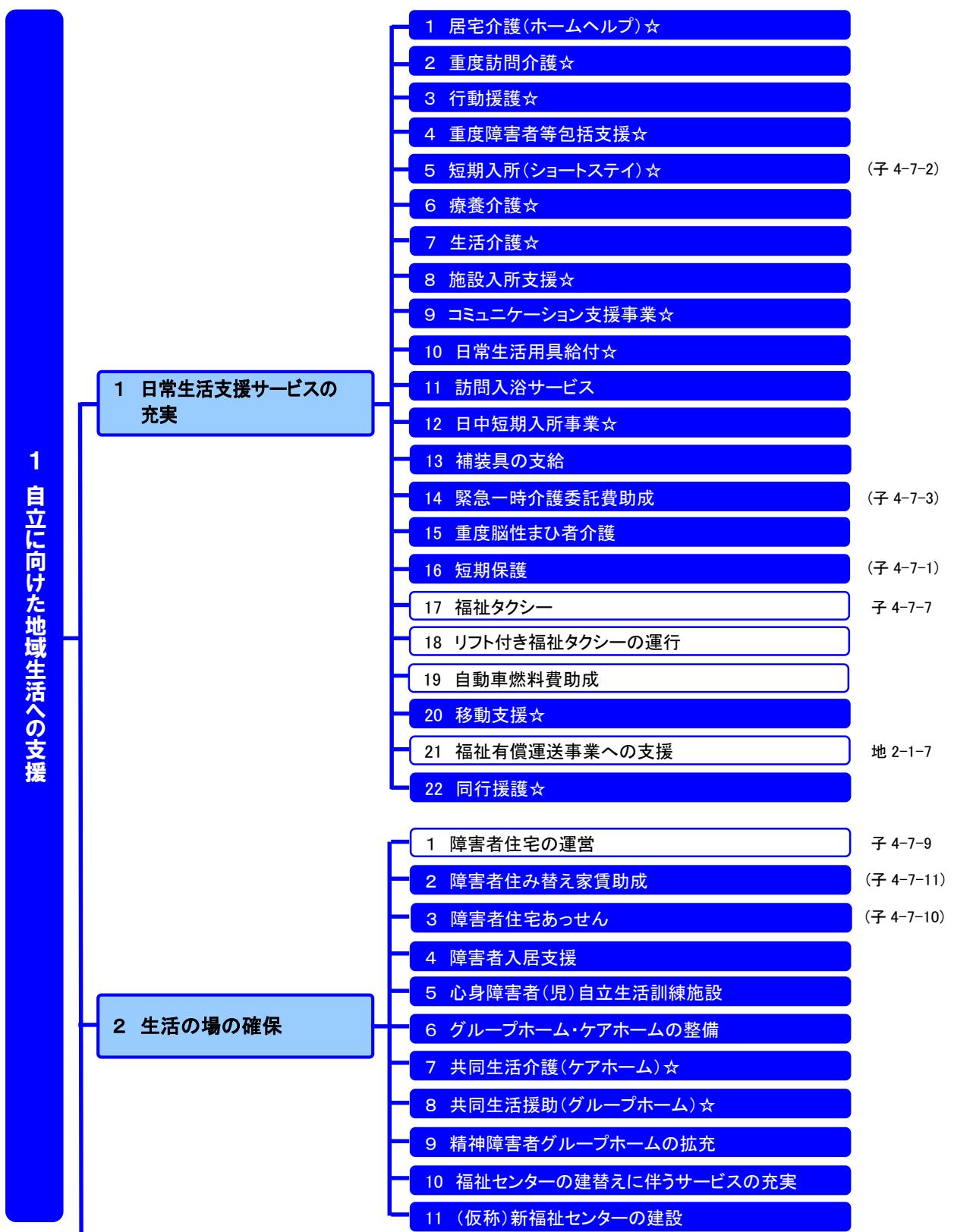
* **(ソーシャルインクルージョン) インクルーシブ** すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいいます。

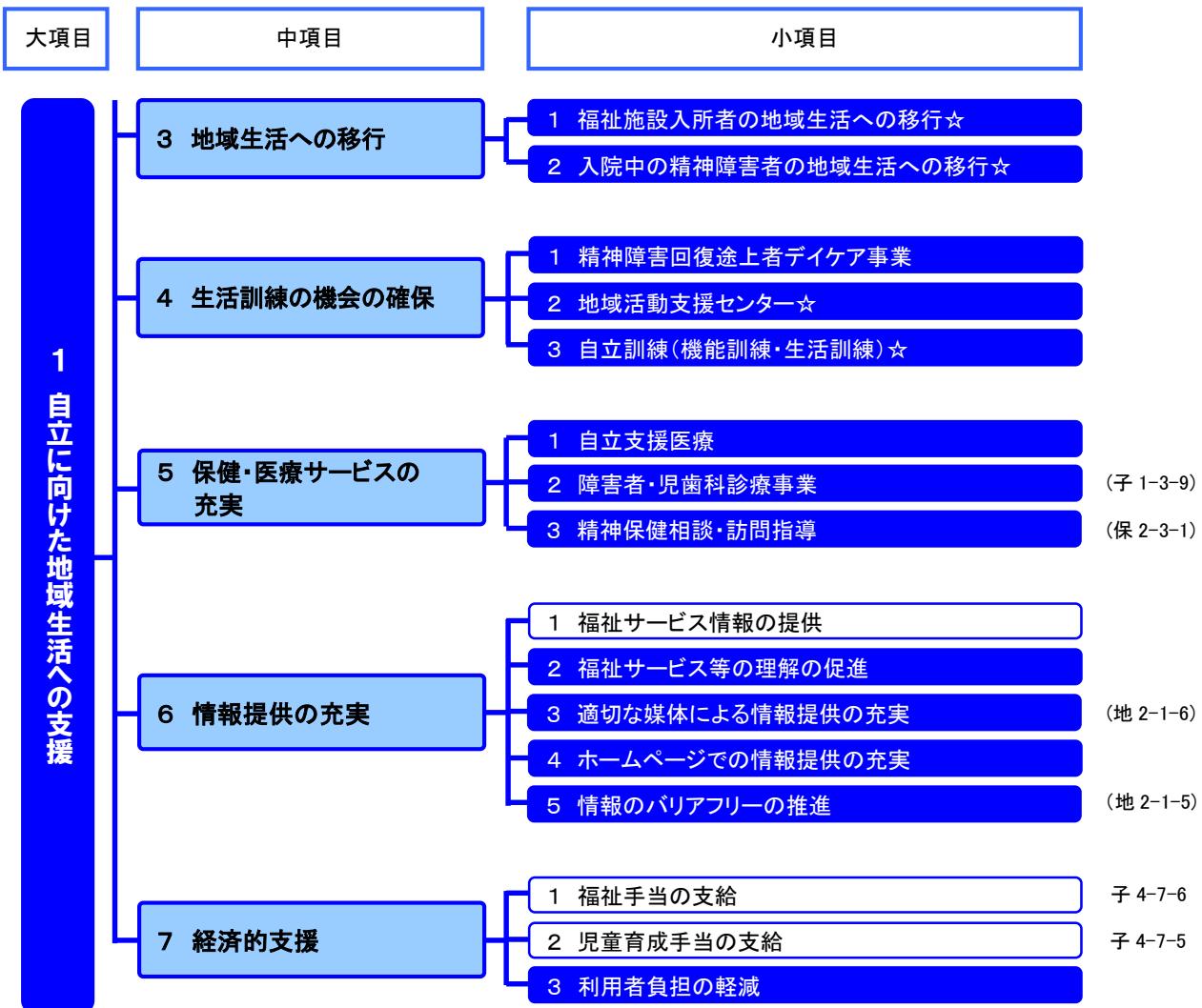
4 計画の体系

大項目

中項目

小項目





【凡例】

- ・小項目の ■ 表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号)を記載しています。
 - 子 …… 子育て支援計画
 - 保 …… 保健医療計画
 - 地 …… 地域福祉保健の推進計画
 - () …… 本計画(障害者計画)で進行管理します。
 - * …… 他の分野別計画で進行管理します。
 - ☆ …… 障害福祉計画で基本的指針に即すべき事項

大項目

中項目

小項目

2 相談支援と権利擁護の充実

1 相談支援体制の整備と充実

- 1 相談支援体制の構築
- 2 相談支援事業☆
- 3 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援) ☆
- 4 身体障害者相談員・知的障害者相談員
- 5 障害者地域自立生活支援センター
- 6 専門職の育成・研修
- 7 地域自立支援協議会の運営
- 8 基幹相談支援センターの検討
- 9 障害者24時間安心相談・サポート事業

2 権利擁護・成年後見等の充実

- 1 あんしんサポート文京への支援 *地 3-1-1
- 2 成年後見制度の利用促進 *地 3-1-2
- 3 第三者評価制度の利用促進 地 3-1-3
- 4 福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実 地 3-1-4
- 5 自立生活のための権利擁護システムの構築
- 6 障害者虐待防止対策支援事業

3 障害者が当たり前に働ける就労支援

1 就労支援体制の確立

- 1 就労支援センターの充実
- 2 就労支援ネットワークの構築・充実
- 3 障害者雇用の普及・啓発
- 4 就労支援者の育成
- 5 中小企業等障害者体験雇用助成事業

2 就労継続への支援

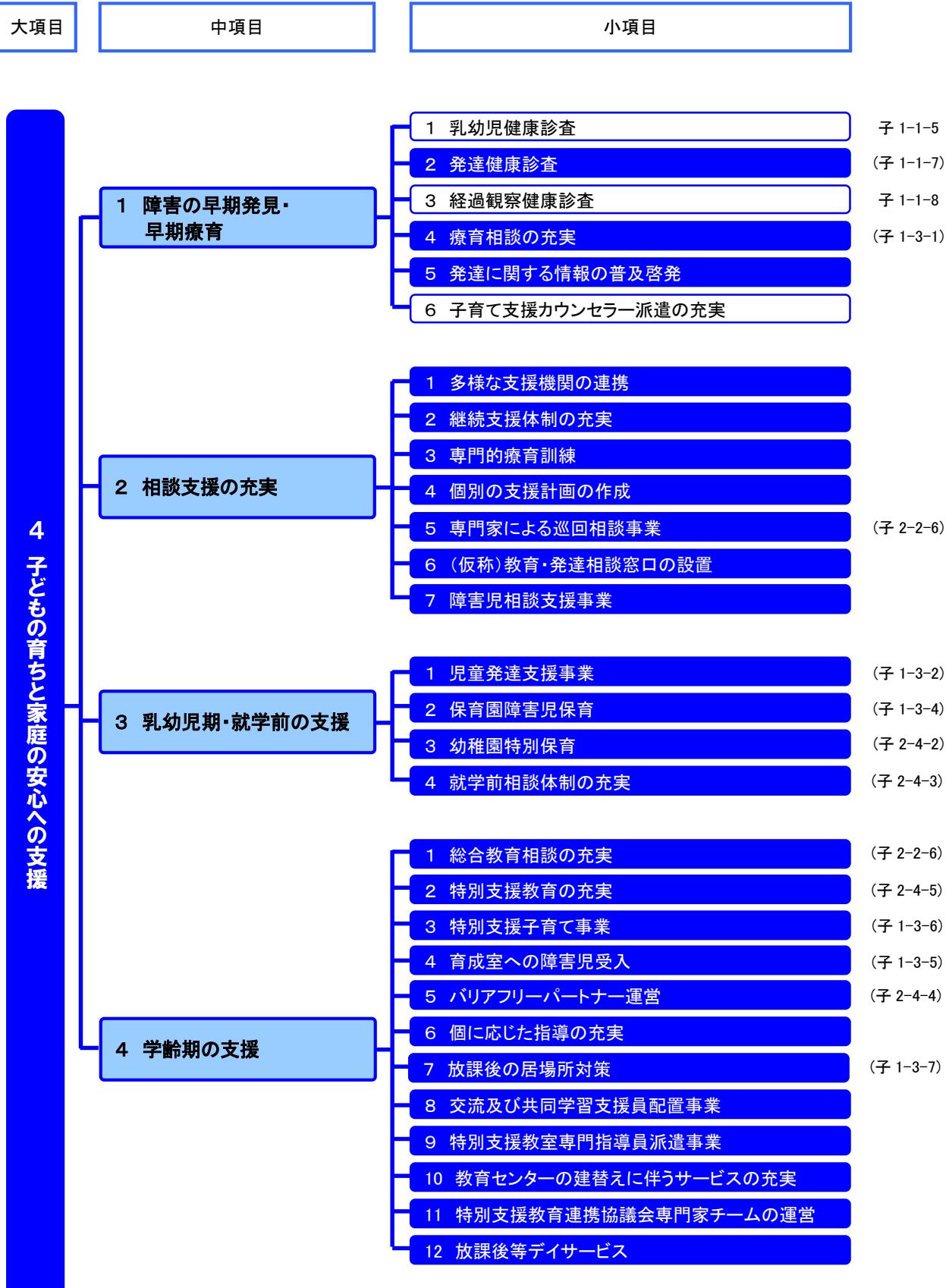
- 1 就業先企業への支援
- 2 安定した就業生活への支援

3 福祉施設等での就労支援

- 1 福祉施設から一般就労への移行☆
- 2 就労移行支援☆
- 3 就労継続支援(A型・B型) ☆
- 4 福祉施設等での仕事の確保

4 就労機会の拡大

- 1 区の業務における就労機会の拡大
- 2 地域雇用開拓促進事業



大項目

中項目

小項目

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

1 安全で快適な生活環境の整備

- 1 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 子 5-2-5
地 2-1-1
- 2 道のバリアフリーの推進 * 地 2-1-2
- 3 地下鉄駅エレベーター等の整備 地 2-1-4
- 4 総合的自転車対策の推進 * 地 2-1-9
- 5 公園再整備事業 * 地 2-1-3
- 6 コミュニティバス運行 * 地 2-1-8

2 防災・安全対策の充実

- 1 災害時要援護者の支援体制の充実 * 地 3-4-1
- 2 災害時要援護者が避難できる場所の検討 * 地 3-4-2
- 3 避難所運営協議会の運営支援 * 地 3-4-4
- 4 耐震診断費用助成事業 * 地 3-4-5
- 5 耐震改修促進事業 * 地 3-4-6
- 6 家具転倒防止器具設置費用助成 * 地 3-4-7
- 7 緊急通報システムの設置
- 8 火災安全システムの設置
- 9 心身障害者福祉電話事業

3 ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及

- 1 障害及び障害者に対する理解の促進
- 2 情報のバリアフリーの推進【再掲】 (地 2-1-5)
- 3 適切な媒体による情報提供の充実【再掲】 (地 2-1-6)
- 4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 (地 2-2-5)
- 5 障害者事業を通じた地域交流【再掲】

4 地域との交流と文化活動の促進

- 1 障害者事業を通じた地域交流
- 2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」【再掲】 (地 2-2-5)
- 3 障害者会館
- 4 心身障害者・児レクリエーション

5 地域福祉の担い手への支援

- 1 ボランティア・市民活動センターへの支援 * 地 1-1-7
- 2 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成
- 3 ふれあいいきいきサロン事業への支援 * 地 1-1-1
- 4 いきいきサービス事業 (住民参加型在宅福祉サービス)の充実 * 地 1-1-1
- 5 ファミリー・サポート・センター事業 * 地 1-1-1
- 6 民生委員・児童委員協議会への支援と連携 地 1-1-2
- 7 話し合い員との連携 地 1-1-3
- 8 当事者及び家族の交流の支援
- 9 地域活動参加支援サイト * 地 1-1-6

5 計画事業

*各進行管理対象事業の目標は、別冊「障害者計画（平成24年度～平成26年度）」に掲載しています。

1 自立に向けた地域生活への支援

障害のあるだれもが住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれのニーズ、障害程度、生活環境等に応じた多様な支援を得られることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、的確な情報提供、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。

1-1 日常生活支援サービスの充実

障害者のだれもが住み慣れた地域で自立した社会生活を送れるよう、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保されるよう充実を図ります。

【進行管理対象事業】

- 居宅介護（ホームヘルプ）【1-1-1】
- 重度訪問介護【1-1-2】
- 行動援護【1-1-3】
- 重度障害者等包括支援【1-1-4】
- 短期入所（ショートステイ）【1-1-5】
- 療養介護【1-1-6】
- 生活介護【1-1-7】
- 施設入所支援【1-1-8】
- コミュニケーション支援事業【1-1-9】
- 日常生活用具給付【1-1-10】
- 訪問入浴サービス【1-1-11】
- 日中短期入所事業【1-1-12】
- 補装具の支給【1-1-13】
- 緊急一時介護委託費助成【1-1-14】
- 重度脳性まひ者介護【1-1-15】
- 短期保護【1-1-16】
- 移動支援【1-1-20】
- 同行援護【1-1-22】

1-2 生活の場の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくために、グループホーム・ケアホーム、入所施設等の整備を推進し、安心した地域生活ができるよう生活基盤施設等の充実を図ります。

【進行管理対象事業】

- 障害者住み替え家賃助成【1-2-2】
- 障害者住宅あっせん【1-2-3】
- 障害者入居支援【1-2-4】
- 心身障害者（児）自立生活訓練施設【1-2-5】
- グループホーム・ケアホームの整備【1-2-6】
- 共同生活介護（ケアホーム）【1-2-7】
- 共同生活援助（グループホーム）【1-2-8】
- 精神障害者グループホームの拡充【1-2-9】
- 福祉センターの建替えに伴うサービスの充実【1-2-10】
- （仮称）新福祉センターの建設【1-2-11】

1-3 地域生活への移行

障害者が自ら選んだ地域で安心して暮らしていくよう、相談等の充実を図り、障害者の地域生活への移行や定着を支援します。

【進行管理対象事業】

- 福祉施設入所者の地域生活への移行【1-3-1】
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行【1-3-2】

1-4 生活訓練の機会の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくよう、障害者一人ひとりの障害等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

【進行管理対象事業】

- 精神障害回復途上者デイケア事業【1-4-1】
- 地域活動支援センター【1-4-2】
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）【1-4-3】

1-5 保健・医療サービスの充実

障害者が地域で健康に暮らしていくよう、医療費の負担軽減や歯科診療、精神面における相談等、必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

【進行管理対象事業】

- 自立支援医療【1-5-1】
- 障害者・児歯科診療事業【1-5-2】
- 精神保健相談・訪問指導【1-5-3】

1-6 情報提供の充実

地域生活を送る上で必要な情報を得るように、情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な提供方法を図り、情報バリアフリーを推進します。

【進行管理対象事業】

- 福祉サービス等の理解の促進【1-6-2】
- 適切な媒体による情報提供の充実【1-6-3】
- ホームページでの情報提供の充実【1-6-4】
- 情報のバリアフリーの推進【1-6-5】

1-7 経済的支援

障害福祉サービス等の利用者負担については、国の動向を踏まえ、適切に軽減等の検討をしていくとともに、手当等の周知徹底や充実、さらに財源の国等への要望など適切に行っていきます。

【進行管理対象事業】

- 利用者負担の軽減【1-7-3】

2 相談支援と権利擁護の充実

障害者やその家族が気軽に相談できる分かりやすい相談窓口の整備が必要です。

また、相談内容に応じ専門的、総合的、継続的な対応を行う多様な支援が求められており、地域自立支援協議会において、相談支援体制やネットワーク等の検討を進め、相談支援の充実を図っていきます。

あわせて、障害者的人権が尊重され、犯罪やトラブルに巻き込まれることなく地域で安心して生活していくことができるよう、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制等、権利擁護の推進を図ります。

2-1 相談支援体制の整備と充実

障害者の自立した生活を支援していくため、相談機関の緊急時対応やアウトリーチ等の相談機能を強化し、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進します。なお、子どもに関する分野の、連携強化や相談窓口及び特別支援教育については、後述する「4-2 相談支援の充実」(P103)、「4-4 学齢期の支援」(P103)も併せてご覧ください。

【進行管理対象事業】

- 相談支援体制の構築【2-1-1】
- 相談支援事業【2-1-2】
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）【2-1-3】
- 地域自立支援協議会の運営【2-1-7】
- 基幹相談支援センターの検討【2-1-8】
- 障害者 24 時間安心相談・サポート事業【2-1-9】

2－2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を安心して送るために、福祉サービスの利用支援、相談支援等の権利擁護事業の充実や成年後見制度の利用を促進します。

【進行管理対象事業】

- あんしんサポート文京への支援【2-2-1】
- 成年後見制度の利用促進【2-2-2】
- 自立生活のための権利擁護システムの構築【2-2-5】
- 障害者虐待防止対策支援事業【2-2-6】

3 障害者が当たり前に働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と障害特性に合った多様な雇用の場と就労後の定着支援が必要です。障害者就労支援センターではハローワークをはじめとした関係機関との連携を密にし、的確な就労支援を図り、障害者が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進するとともに、福祉施設における作業の充実について支援していきます。

また、地域自立支援協議会就労支援専門部会を中心に、障害者が就労できる場の開拓や仕組みを検討し、雇用の機会の拡大を推進します。

3－1 就労支援体制の確立

障害者が当たり前に働き、地域において自立した生活ができるよう、就労支援体制を整備します。

【進行管理対象事業】

- 就労支援センターの充実【3-1-1】
- 就労支援ネットワークの構築・充実【3-1-2】
- 障害者雇用の普及・啓発【3-1-3】
- 就労支援者の育成【3-1-4】
- 中小企業等障害者体験雇用助成事業【3-1-5】

3－2 就労継続への支援

地域の福祉施設やハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との連携を図るとともに、就業先の企業が障害者の雇用を継続し、就労している障害者が安心して働き続けられるよう支援します。企業等に積極的に出向き、障害の特性や個性の理解を促進し、職場での合理的配慮など、きめ細やかに連携をとり、障害者が働きやすい環境で安定して長く勤めていけるよう継続的なフォローをしていきます。

【進行管理対象事業】

- 就業先企業への支援【3-2-1】
- 安定した就業生活への支援【3-2-2】

3－3 福祉施設等での就労支援

福祉施設から一般就労への移行を希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、一般企業への就労が困難な障害者に対して雇用機会の提供、販路の拡大等、就労支援の拡充を図ります。

【進行管理対象事業】

- 福祉施設から一般就労への移行【3-3-1】
- 就労移行支援【3-3-2】
- 就労継続支援（A型・B型）【3-3-3】
- 福祉施設等での仕事の確保【3-3-4】

3－4 就労機会の拡大

障害者の働く場として、区の業務をはじめ、地域特性を生かした就業先の開拓等を行い、就労の機会の拡大を図ります。

【進行管理対象事業】

- 区の業務における就労機会の拡大【3-4-1】
- 地域雇用開拓促進事業【3-4-2】

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

障害を早期に発見し、適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、発達障害*に関する支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。

また、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援の充実を図ります。

さらに、教育センターの建て替えに併せ、福祉部門と教育部門の連携を強化することで多面的な支援の充実を図ります。

また、障害のある子どもも、ない子どもとともに成長していくことのできる思いやりにあふれた地域づくりを推進します。

4－1 障害の早期発見・早期療育

肢体不自由児・知的障害児・発達障害児にとって、障害の早期発見と早期療育が大切です。健康診査をはじめとした様々な機会を通じ、早期発見に努めるとともに、療育相談との連携の充実を図ります。

***発達障害** 発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

【進行管理対象事業】

- 発達健康診査【4-1-2】
- 療育相談の充実【4-1-4】
- 発達に関する情報の普及啓発【4-1-5】

4-2 相談支援の充実

教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討していきます。その中でも、子どもに関する分野での、連携強化や相談窓口の設置を進めます。なお、障害者・児全般の相談については、「2-1 相談支援体制の整備と充実」(P100)に記載しております。

【進行管理対象事業】

- 多様な支援機関の連携【4-2-1】
- 継続支援体制の充実【4-2-2】
- 専門的療育訓練【4-2-3】
- 個別の支援計画の作成【4-2-4】
- 専門家による巡回相談事業【4-2-5】
- (仮称) 教育・発達相談窓口の設置【4-2-6】
- 障害児相談支援事業【4-2-7】

4-3 乳幼児期・就学前の支援

発育や発達に支援の必要がある乳幼児に対して、適切な療育や、保育園、幼稚園での個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長を支援します。

また、一時保育、子育てひろば等の子育て施策においても、引き続き障害児を含めた子育て支援の取組を行っていきます。

【進行管理対象事業】

- 児童発達支援事業【4-3-1】
- 保育園障害児保育【4-3-2】
- 幼稚園特別保育【4-3-3】
- 就学前相談体制の充実【4-3-4】

4-4 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状況を適確に把握し、教育ニーズに合わせたきめ細かな教育的支援の充実を図ります。

また、障害児の放課後の居場所対策を推進するとともに、児童館、放課後全児童向け事業等の施策においても、引き続き障害児を含めた健全育成の取組を行っていきます。

【進行管理対象事業】

- 総合教育相談の充実【4-4-1】
- 特別支援教育の充実【4-4-2】
- 特別支援子育て事業【4-4-3】
- 育成室への障害児受入【4-4-4】

- バリアフリーパートナー運営【4-4-5】
- 個に応じた指導の充実【4-4-6】
- 放課後の居場所対策【4-4-7】
- 交流及び共同学習支援員配置事業【4-4-8】
- 特別支援教室専門指導員派遣事業【4-4-9】
- 教育センターの建替えに伴うサービスの充実【4-4-10】
- 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営【4-4-11】
- 放課後等デイサービス【4-4-12】

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが地域で安全に快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、ハード面のバリアフリーだけでなく、あらゆる機会を通じて障害のある人への理解を促進するための啓発や福祉教育を推進し、偏見や誤解を受けることのない社会とするための取組を進めます。

さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要援護者情報の充実や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を勘案した地域づくりを進めます。

5-1 安全で快適な生活環境の整備

障害者、高齢者や子育て中の方などが安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から、自転車対策なども含めた環境整備を進めます。

【進行管理対象事業】

- 道のバリアフリーの推進【5-1-2】
- 総合的自転車対策の推進【5-1-4】
- 公園再整備事業【5-1-5】
- コミュニティバス運行【5-1-6】

5-2 防災・安全対策の充実

障害者の災害に対する備えと助け合う体制、障害者が安全を確保するため備えと助け合いを推進するなど、災害時要援護者への支援体制を整備するとともに、福祉避難所の設置など取組を進めています。

【進行管理対象事業】

- 災害時要援護者の支援体制の充実【5-2-1】
- 災害時要援護者が避難できる場所の検討【5-2-2】
- 避難所運営協議会の運営支援【5-2-3】

- 耐震診断費用助成事業【5-2-4】
- 耐震改修促進事業【5-2-5】
- 家具転倒防止器具設置費用助成【5-2-6】

5-3 ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及

障害の有無にかかわらず、ともに住み慣れた地域で生活をするため、障害に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。社会的な障壁や理解不足を解消していく取組を進めるとともに、合理的配慮の理念の普及に取り組みます。

【進行管理対象事業】

- 障害及び障害者に対する理解の促進（心のバリアフリー）【5-3-1】
- 情報のバリアフリーの推進【再掲】【5-3-2】
- 適切な媒体による情報提供の充実【再掲】【5-3-3】
- 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」【5-3-4】
- 障害者事業を通じた地域交流【再掲】【5-3-5】

5-4 地域との交流と文化活動の促進

障害者週間記念事業や、各種の地域交流事業を通じて、障害者に対する理解を促進するとともに、障害者の文化活動の支援を行います。

【進行管理対象事業】

- 障害者事業を通じた地域交流【5-4-1】
- 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」【再掲】【5-4-2】

5-5 地域福祉の担い手への支援

社会福祉法人やボランティア、民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような団体に対して、支援を行い、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながり作りを行い、暮らしやすい地域づくりを目指します。

【進行管理対象事業】

- ボランティア・市民活動センターへの支援【5-5-1】
- ふれあいいきいきサロン事業への支援【5-5-3】
- いきいきサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）の充実【5-5-4】
- ファミリー・サポート・センター事業【5-5-5】
- 当事者及び家族の交流の支援【5-5-8】
- 地域活動参加支援サイト【5-5-9】